

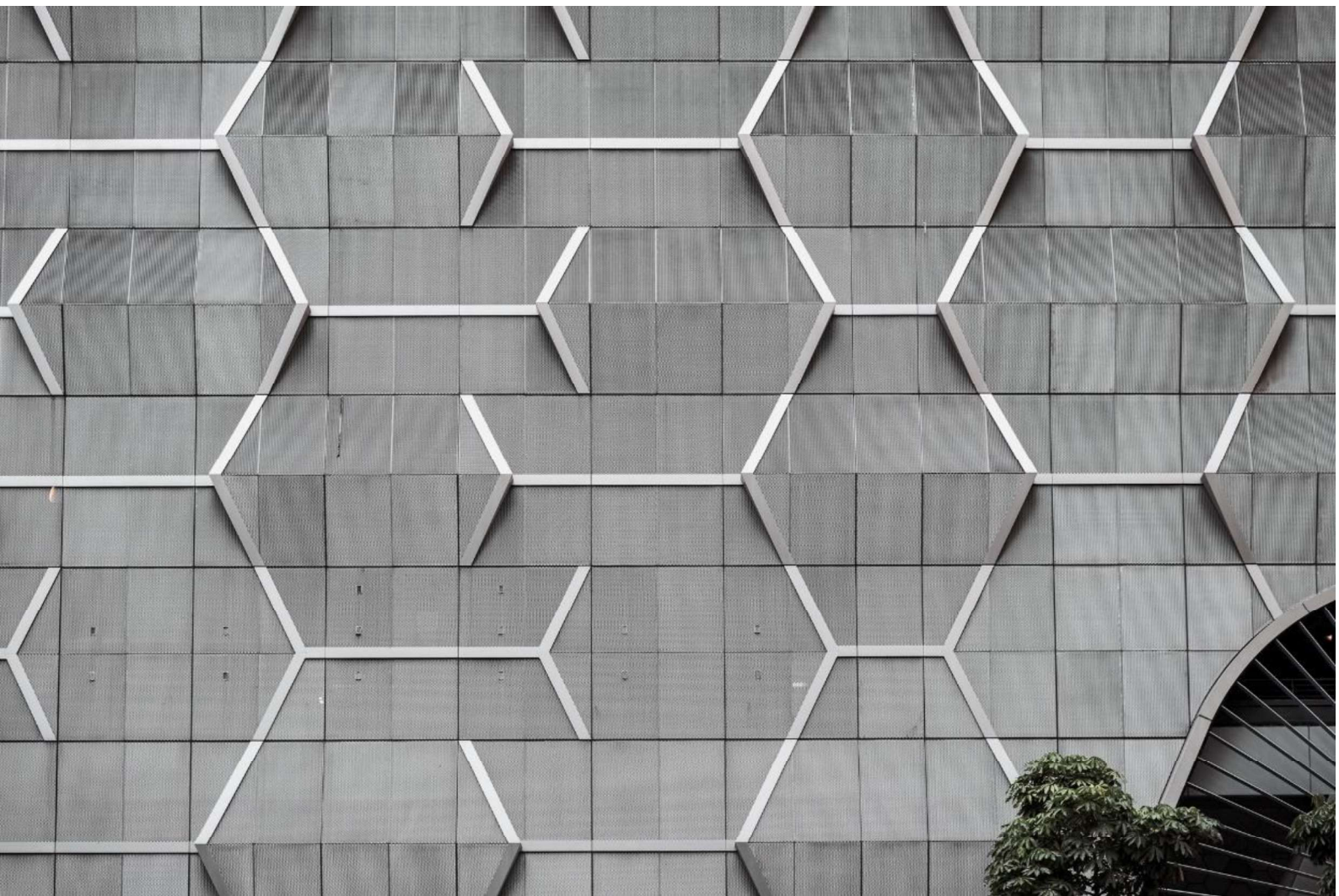


IFRS[®]

Sustainability

ISSB 基準の適用にあたっての 予想される財務的影響に関する情報の開示

教育的資料



2023 年 6 月、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初の基準である IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」（ISSB 基準）を公表した。ISSB は、これらの基準の導入（implementation）を支援することを約束している。IFRS 財団は、この約束を果たす一環として本文書を開発した。

本文書は、IFRS 財団が 2024 年 5 月に公表した、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に関連する開示要求についての 2 つのウェブキャストに続くものである。これらのウェブキャストは、IFRS 財団のウェブサイト

（<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1-and-ifrs-s2/webcasts-current-and-anticipated-financial-effects/>）より入手可能である。

本文書は、IFRS 基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加したり、これを他の形で変更したりするものではない。本文書は、我々の基準に対する利害関係者の理解を支援するために開発されたものである。本文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、ISSB 又は IFRS 財団の見解を反映するものではない。本文書は、専門的な又は投資に関する助言として依拠されるべきではない。

本文書で用いられる用語の説明

財務的影響（effects）

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）

現在の財務的影響（effects）

サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）（洪水保険料の発生費用など）

予想される（anticipated）財務的影響（effects）

サステナビリティ関連のリスク及び機会（エネルギー効率が良い設備に見込まれる投資など）が企業の財務計画に組み込まれているかを考慮したうえで、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）

投資者

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者である一般目的財務報告書の主要な利用者

はじめに

本文書は、**気候関連のリスク及び機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）**についての情報の開示に焦点を当てている。これは、ISSB 基準の関連する要求事項を適用する方法に関する教育的資料が、これらの要求事項を適用する企業を支援することになるという利害関係者からのフィードバックを踏まえたものである。本文書は気候関連のリスク及び機会に焦点を当てているが、ISSB 基準におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての情報の開示に関する要求事項は同一である。

気候関連のリスク及び機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての情報の開示要求は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する戦略を投資者が理解できるようにする情報を開示する文脈において示されている。ISSB 基準は、企業に対して、サステナビリティ関連のリスク及び機会が次の事項に与える影響（effects）を開示することを要求している。

- ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン
- 戦略及び意思決定
- 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー（すなわち、財務的影響（effects））

この情報の財務的影響（effects）の要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しにどのような影響を与える（affect）かを投資者が理解することを可能にするうえで企業の一般目的財務報告書において不可欠な部分であり、企業の財務諸表における情報を補完するものである。

予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報は、短期、中期及び長期にわたり財務諸表にどのような影響を与える（affected）ことが見込まれるのかについて、補完的な視点を提供する。本教育的資料は、これらの主要な開示要求に焦点を当てており、次の 3 つのセクションで構成される。

- 1 サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての、ISSB 基準の開示要求の概要及びそれらの要求事項の根拠
- 2 企業が予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するうえで役立つ ISSB 基準のメカニズム
- 3 ISSB 基準の適用にあたっての予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例

1 サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての、ISSB 基準の開示要求の概要及びそれらの要求事項の根拠

ISSB 基準の目的は、気候関連のリスク及び機会を含む、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を投資者に提供することである。現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する要求事項は、IFRS S1 号と IFRS S2 号で同じであり、後者は特に気候関連のリスク及び機会に言及している¹。

ISSB 基準は、企業が短期、中期又は長期にわたり、自社のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを要求している。この情報には、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略に関する開示の一環として、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報が含まれる。

ISSB 基準が財務的影響（effects）に関する開示を要求する理由

ISSB 基準は企業に次の情報を提供することを要求している。

- サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の影響（effects）
- 短期、中期及び長期にわたり予想される（anticipated）財務的影響（effects）

これらの要求事項は、関連する財務諸表で提供される情報を補完する情報を作成するように設計されている。

この情報は、投資者が企業への資源の提供に関連する意思決定を行う際に有用である。

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に対するフィードバックを含む利害関係者との対話は、特定の気候関連又はその他のサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたのか（affected）、又は影響を与える（affect）と予想される（anticipated）のかについて、投資者がより良く理解するのに役立つ情報に関する洞察を提供した。

投資者は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報と企業の財務諸表との間の関係及びつながりを理解することに関心がある。現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する要求事項は、これらのつながりを確立することを支援するように設計されている。

したがって、ISSB 基準は、企業に対して、投資者が異なる種類のつながりを理解することができる方法で情報を提供することを要求しており、これには次のものが含まれる。

¹ IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」第 34 項から第 40 項及び IFRS S2 号「気候関連開示」第 18 項から第 21 項を参照のこと。

- **項目**の間のつながり（企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど）
- 企業がサステナビリティ関連財務開示**内**で提供する開示の間のつながり
- 企業がサステナビリティ関連財務開示に**わたって**提供する開示と、企業が公表するその他の一般目的財務報告書（財務諸表を含む。）との間のつながり

財務的影響（effects）の開示に関する ISSB 基準の要求事項を開発するにあたり、ISSB は、「気候関連財務開示タスクフォース」（TCFD）の提言を基盤とした。TCFD 提言は、戦略について、企業に気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス、戦略及び財務計画に与える実際の及び潜在的な影響（impacts）を開示することを求めている²。

ISSB 基準は、TCFD 提言と整合しているものの、提供することを要求している開示の一部は、より具体的である（また、気候関連のリスク及び機会だけでなく、サステナビリティ関連のリスク及び機会も扱う。）。例えば、ISSB 基準は、定量的及び定性的情報が要求される状況についての規準を示し、企業が当該情報を開示することを支援するメカニズムを提供している。

サステナビリティ関連財務開示内のつながり

ISSB 基準では、開示要求は論理的な順序で表示されているものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を行うにあたって、企業は、ISSB 基準の要求事項の順序に従う必要はない。代わりに企業は、自社のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する「**ストーリーを語る**」（tell the story）ために有用なアプローチを用い、情報のつながりの向上を図り、可能な限り重複を避ける。

例えば、ISSB 基準には、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に対応する特定の項以外にも、報告期間の財務諸表における数値及び将来の期間に予想される（anticipated）数値に関する情報を提供する必要がある可能性がある、他の要求事項が存在する。このため、（現在の及び）予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を提供する際に、そのような開示を参照するか、そのような開示をつなげる可能性がある。

戦略及び意思決定との関連付け

予想される（anticipated）財務的影響（effects）と戦略及び意思決定に関する情報との関連付けの例として、IFRS S2 号は、企業が気候関連の移行及び物理的リスクへの緩和及び適応、並びに気候関連の機会への対応についての企業の戦略に関する情報を提供することを要求している。この情報には予想される（anticipated）財務的影響（effects）にも関連する情報（例えば、企業の移行計画の遂行が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）に関する情報）が含まれる可能性がある。

² TCFD「最終報告書－気候関連財務開示タスクフォースの提言」（TCFD、2017 年）
<https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/10/FINAL-2017-TCFD-Report.pdf>

この文脈において、企業は次に関する情報を提供することに関連性があると判断する場合がある。

- 資産の評価及び資産の耐用年数に関する予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、低炭素経済においてエネルギー効率が悪い製品の市場が縮小する結果として生じる資産価値の減少）
- 海面上昇又は異常気象に耐え得るインフラへの予想される（anticipated）投資³

企業は、この情報が、予想される（anticipated）財務的影響（affects）に関する情報の開示、及び企業の移行計画に関する情報の開示の両方に関連していると判断する場合がある。

重複を避けるために、企業は、サステナビリティ関連財務開示内で相互参照により情報を含めることが適切であると判断する可能性がある。

気候関連の指標との関連付け

IFRS S2 号はまた、企業に次の事項を開示することを要求している。

- 気候関連の移行及び物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ
- 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ⁴

これらの指標は、現在及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示に関連し得るため、同じ情報が複数の開示要求を満たす方法により表示される可能性がある。

例えば、気候関連のリスクに対して脆弱である（vulnerable）と識別された資産は、翌年次報告期間中に、その帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクがある資産の一例となる可能性がある。

財務諸表とのつながり

現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示要求は、関連する財務諸表において提供される情報を補完する情報を提供するように設計されており、サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表において報告される情報との間のつながりをもたらす。

財務諸表において提供される情報との整合性（翌年次報告期間における修正のリスク）

状況によっては、サステナビリティ関連のリスク又は機会が、財務諸表において報告された資産及び負債の帳簿価額について、翌年次報告期間内に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクをもたらす可能性がある。

資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクをもたらす可能性がある状況には、減損目的の資産の回収可能価額の測定や、係争中の訴訟の結果（outcome）に備えて設定する引当金の測定が含まれる。

これらの状況において、ISSB 基準は、企業がそのリスク又は機会に関する情報を開示することを要求している。

³ IFRS ガイダンス文書「[IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示](#)」は、企業が自社の気候関連の移行に関する情報の開示について、どのように IFRS S2 号の要求事項を適用する場合があるのかに関するガイダンスを提供している。

⁴ IFRS S2 号第 29 項(b)から(d)を参照のこと。

この要求事項は、IFRS 会計基準における要求事項に類似している。具体的には、IFRS 会計基準は企業に次の事項を提供することを要求している。

「…報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクがあるものに関する情報。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。

(a)その性質

(b)報告期間の期末日現在の帳簿価額⁵

財務諸表において提供される情報とのつながり (約束)

サステナビリティ関連のリスク及び機会と同様に、企業の約束に関する財務的影響（effects）は、将来の期間まで企業の財務諸表に反映されない場合がある。ある約束がサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する場合、予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示が要求される。したがって、サステナビリティ関連財務開示において提供される、予想される（anticipated）財務的影響（effects）は、将来の期間に財務諸表において反映されることが予想される（anticipated）約束に関する洞察を提供し得る。

例えば、サステナビリティ関連のリスクに対応して、企業は、特定のサステナビリティ関連の目標（target）について約束をしている場合がある。しかし、その約束は、適用される認識規準を未だ満たしておらず、当年度の企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに影響を与えて（affected）いない場合がある。

サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業は、目標（target）を設定しているにもかかわらず、サステナビリティ関連のリスクが企業の財政状態又は財務業績にまだ影響を与えて（affected）いないこと（及びその理由）を説明することに関連性があると判断し、その約束と財務諸表との間のつながりを示す場合がある。

重複を避ける方法

財務諸表に対する注記に含まれる情報は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の**現在の**財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えている（affected）のかを説明する場合がある。

その説明が、ISSB 基準で企業に開示が要求されている情報を提供している場合、企業は次の IFRS S1 号付録 B に定められた特定の要求事項に従い、**重複を避けるために、関連する財務諸表への相互参照**により、要求される情報を提供することを検討する場合がある。

- 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能である。
- 完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない。
- 相互参照が、当該情報が所在している報告書及びその報告書の特定の部分を明瞭に識別する。

⁵ IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」第 31A 項を参照のこと。

🔍 企業の一般目的財務報告書内のつながりについて

企業、期間及びタイミング

報告企業、報告期間及び報告のタイミングは、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表とで同じであることが要求されている。

通貨

通貨がサステナビリティ関連財務開示における測定単位として特定されている場合、当該通貨は関連する財務諸表の表示通貨と同じである。

整合したデータ及び仮定

サステナビリティ関連財務開示の作成に用いるデータ及び仮定は、企業が適用している会計基準を考慮したうえで可能な限り、関連する財務諸表の作成に用いる対応するデータ及び仮定と整合していなければならない。重大な（significant）差異については、説明を行う⁶。

重複のない情報

企業の開示事項の間のつながりは、情報の不必要な重複を避けて、明瞭かつ簡潔に説明されなければならない⁷。

現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を提供する場合の判断

経営者は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての情報を提供する際に、判断を用いる必要がある。企業が提供する情報の種類は、企業の状況及び適用するメカニズムによって異なることになる。

ISSB 基準は、企業が当報告期間における財務的影響（effects）及び短期、中期又は長期にわたり予想される（anticipated）影響（effects）に関する情報を提供することを要求している。

時間軸

企業の短期、中期及び長期の時間軸の定義は、例えば、セクター又は財務若しくは事業計画のサイクルによって異なる可能性が高い。

ISSB 基準では、企業に次のことを要求している。

- 短期、中期及び長期の定義を少なくとも 1 組開示するとともに、それぞれの時間軸において発生することが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（effects）に関する重要性がある（material）情報を開示すること
- 企業がこれらの時間軸をどのように定義したのかに関する情報を提供すること

定量的及び定性的情報の両方の組合せが、投資の意思決定に最も有用である。

定量的情報は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が財務諸表にどのような又はどの程度の影響を与えたか（affected）、又は影響を与える（affect）可能性があるのかを、投資者が理解するうえで重要（important）である。ただし、定性的情報は、定量的情報に関する有用な文脈を提供する。したがって、ISSB 基準は、企業に両方の種類の情報を提供することを要求している（本文書のセクション 2 に記載されているとおり、企業が定量的情報の提供をしなくてもよい状況を除く。）。

⁶ IFRS S1 号 B42 項(c)を参照のこと。

⁷ IFRS S1 号 B42 項(a)から(b)を参照のこと。

単一の数値又は数値の範囲

定量的情報を提供する場合、企業は単一の数値又は数値の範囲を開示することができる。数値の範囲が、単一の数値よりも有用又はより適切である場合がある。

例えば、衣料品を製造する企業は、低炭素の代替品への消費者の嗜好の変化により、自社製品の需要減少にさらされる場合がある。当該企業は環境への影響

（impacts）を最小化する新規又は潜在的な製品の予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を提供し、測定の不確実性があるために、単一の見積りではなく将来の考えられる結果（outcomes）の数値の範囲を報告する場合がある。

表 1 は、本文書のセクション 1 における主要なポイントを要約している。

表 1—主要なポイント

予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報	
該当するもの	該当しないもの
ストーリーを語る（Tells the story） サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたり、企業はこれらのリスク及び機会についてのストーリーを語る（tell the story）。	順序に従った整理 - サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を提供するにあたり、企業はISSB基準の要求事項の順序に従う必要はない。 - ISSB基準の他の開示要求を満たすために関連性がある情報も、予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を提供するにあたって関連性がある可能性がある。
財務諸表とのつながりがある - 予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報は、企業の財務諸表で提供される情報を補完する。 - 予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の作成に用いるデータ及び仮定は、可能な限り財務諸表に用いるデータ及び仮定と整合していることが要求される。これらのデータ及び仮定は、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能なものである。	財務諸表との重複 財務諸表注記における情報が、ISSB基準が要求する情報を提供する場合、企業は重複を避けるため、財務諸表への相互参照によって当該情報を開示する場合がある。

2 企業が予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するうえで役立つ ISSB 基準のメカニズム

IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に対して寄せられたコメントにおいて、ISSB は利害関係者から、定量的情報を提供することは状況によって、特に予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を提供する際には、困難となり得るという意見を聞いた。したがって、ISSB は、これらの課題に対処するためのメカニズムを ISSB 基準に組み込んだ。これには、企業がこれらの要求事項を適用するのを支援するために、特に予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関するプロポーショナリティのメカニズムが含まれる。

これらのメカニズムは、情報の性質、並びに企業の資源の利用可能性及び準備状況の両方を考慮して、企業が予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成することを支援するように設計されている。したがって、これらのメカニズムは、一部の状況において恒久的な支援を提供するように設計されていると同時に、企業が時間の経過とともに能力（capabilities）を構築する過程において、ISSB 基準を適用する最初の数年において、企業を支援するうえで特に役立つ。

ISSB 基準の適用にあたって予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示の作成方法

予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するにあたり、企業は情報の網羅的な探索を行う必要はない。代わりに、次を使用する。

- 報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報
- 企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチ

これら 2 つのメカニズムは「プロポーショナリティのメカニズム」と呼ばれている⁸。これらのメカニズムは、予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成する際に企業に求められる事項が、企業の状況に見合ったものであることを確実にするために、ISSB 基準に組み込まれている。

時間の経過とともに、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報、並びに企業のスキル、能力（capabilities）及び資源は、変化することが見込まれる。その結果、これらの領域における開示は、時間の経過とともに改善されることになる。

「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」とは何を意味するのか。

「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」という概念は、企業が考慮すべき情報の種類とそのような情報を入手するために企業が費やす労力に関するパラメータを確立することにより、企業を支援するものである。

⁸ プロポーショナリティのメカニズムが IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用をどのように支援するのかを説明するウェビキャストは、IFRS 財団のウェブサイトより入手可能である（<https://www.ifrs.org/supporting-implementation/supporting-materials-for-ifrs-sustainability-disclosure-standards/ifrs-s1-and-ifrs-s2/webcast-proportionality-mechanisms-ifrs-sustainability-disclosure-standards/>）。

この概念は、一部の IFRS 会計基準（例えば、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IFRS 第 17 号「保険契約」）及び測定の不確実性が高い特定の状況に関連して用いられている。

したがって、IFRS 会計基準を適用する企業は、既にこの概念になじみがあり、この概念は実証済みである。

報告日時点で利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報

企業は次のことを考慮する。

- 第一に、企業に固有の要因
- 第二に、外部環境における一般的な状況

予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成するにあたり、すべての合理的で裏付け可能な情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想（forecasts）に関する情報が含まれる。

合理的で裏付け可能な情報を識別するにあたり、企業は、企業にとって合理的に利用可能なすべての情報（既に有している情報を含む。）を考慮する。

企業は：

- 報告日時点で企業にとって利用可能な情報（過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報（将来の状況の予想（forecast）など）を含む。）のみを使用することが要求される。
- 既に知られている又は一般的に利用可能となっている情報を無視することはできない。
- 情報を使用するための適切な根拠を有する必要がある。

情報源

情報は、内部及び外部の両方における、さまざまなデータ・ソースから取得される。

内部のデータ・ソースには、企業のリスク管理プロセス又はその他の報告書及び統計が含まれる。外部のデータ・ソースには、公開データベース、産業及び同業他社の経験、並びに外部の格付が含まれる。

このプロポーションナリティのメカニズムは、企業の状況によって、さまざまなレベルの情報の利用可能性があることに対応するように設計されたものである。

過大なコストや労力

「過大なコストや労力」は、特定の要求事項を満たすための情報を入手する際に企業が負担すべきコストや労力に関するパラメータを提供する、メカニズムの一部である。すなわち、企業は、当該要求事項を満たすための情報を入手する際に、何が過大なコストや労力を構成するのかを評価する。

過大なコストや労力の評価は：

- 企業の固有の状況によって異なる。
- 企業のコスト及び労力、並びに結果として得られる情報の投資者にとっての便益を、バランスよく考慮することが要求される。

企業は：

- 関連する開示要求を満たすための情報を入手するにあたり、網羅的な探索を行う必要はない。
- 投資者にとっての便益及びそのような追加的な情報を提供するために必要な追加的な労力又はコストを考慮する。

企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能であるとみなされる情報を判断することを支援するために、IFRS S1 号 B9 項において、一部の情報は常に過大

なコストや労力をかけずに企業が利用可能であるとみなされることが示されている。この情報には、次の状況において企業が使用した情報が含まれる。

- 財務諸表の作成
- ビジネス・モデルの運用
- 戦略の策定
- 企業のリスク及び機会の管理

過大なコストや労力をかけずに利用可能な他の情報を検討するにあたり、特定の情報を入手するためのコストが、より多くの資源を有する他社と比較して当該企業にとって相対的に高い場合には、企業はより網羅的ではない探索を行うことができることに留意すべきである。自社の開示に使用するために企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報は、企業の状況によって異なる可能性がある。

サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する情報が投資者にとって有用であればあるほど、その情報を入手するために期待される企業の労力は大きくなる。

また、利用可能な情報と、過大とみなされるコストや労力は、時間の経過とともに変化し得ることを強調することも重要である。

要約すると、このプロポーショナル리티のメカニズムは、ISSB 基準の適用にあたり開示を作成するための情報

収集に必要な労力の合理的な根拠を設定し、意図されたパラメータを説明しようとしている。

このメカニズムは、企業が情報を開示することを免除するものではない。企業は、開示要求を満たすために企業にとって利用可能な情報を使用することが求められるが、それは過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報のみに限られる。

「企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチ」とは何を意味するか。

企業のスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチという要求事項は、次の目的で ISSB 基準に組み込まれている。

- 企業に求められる事項が、企業の状況に見合ったものであることを確実にするため
- 企業がスキル及び能力（capabilities）を開発し、それにより時間の経過とともに開示を改善できるようにするため⁹

企業が利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源は、内部及び外部に存在する可能性がある。これらは、特定のアプローチに必要な潜在的なコスト及び労力の程度を企業が検討する際に背景となる情報を提供する。

⁹ IFRS S2 号の結論の根拠 BC65 項は、同じ概念が適用される、気候関連のシナリオ分析の文脈におけるスキル、能力（capabilities）及び資源の開発の例を示している。「気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーが大きければ大きいほど、また、気候関連のシナリオ分析を実施するために利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源が多ければ多いほど、レジリエンスの評価を支えるために洗練された形の分析を用いることを企業は要求される。資源がより少なく、リスク・エクスポージャーが比較的低い企業は、主要な（key）製品、事業単位又は事業の所在地に焦点を当てたシナリオの記述を作成する場合がある。しかし、リスク・エクスポージャーが大きく、分析の経験がより豊富な大手企業は、企業自身の事業及びバリュー・チェーンを通じての複数のリスク伝達経路を取り込むためにさまざまなシナリオを用いた洗練された定量的モデリングを実施する場合がある。企業がより洗練された形の気候関連のシナリオ分析を実施するためのスキル及び能力（capabilities）を現時点では有していないものの、気候関連のリスクに対するエクスポージャーが大きい場合、企業は、最初は気候関連のシナリオ分析に対してより単純なアプローチを用いることがある。ISSB は、企業の気候関連のリスクに対するエクスポージャーがシナリオ分析に対するより洗練されたアプローチを正当化する場合に、企業がスキル又は能力（capabilities）を獲得又は開発するために利用可能な資源を有しているときは、スキル又は能力（capabilities）の不足を理由に洗練度合いの低いアプローチの使用を正当化することはできない旨を強調した。ISSB は、このガイダンスにより、企業がスキル及び能力（capabilities）を開発し、学習及び反復のプロセスを通じて開示を時間の経過とともに強化することが可能になると見込んでいる。例えば、企業の能力（capabilities）が進展するに従い、コストや労力に関して何が「過大」と考えられるのかの評価も進展する。」（強調追加）

企業の状況は時間の経過とともに変化する可能性が高い。そのため、企業には次のことが期待される。

- 自社の状況を再評価することとなる。
- 時間の経過とともにスキル及び能力（capabilities）を開発することができることとなる。

ISSB は、企業がスキル又は能力（capabilities）を有していない場合でも、それらのスキル又は能力（capabilities）を取得又は開発するために利用可能な資源を有している限り、予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報の提供を回避することはできないことに留意した¹⁰。そのような資源がない場合、プロポーショナルリティのメカニズムは、時間の経過とともにスキル又は能力（capabilities）を開発することに対応しようとしている。

さらに、定量的開示の提供に関する救済措置において企業のスキル、能力（capabilities）及び資源が参照されるものの、定量的情報を提供するために、企業が十分な資源を有していたり、高度な分析を実施したりすることができることは、必ずしも必要ではないことに留意すべきである。例えば、提供される定量的情報は、企業の短期の予算に含まれるエネルギー効率が良い新しい設備への投資計画の数値などの情報である可能性がある。

企業が予想される（anticipated）財務的影響（effects）について定性的情報のみを提供できるのはどのような場合か。

定量的情報を提供することは、状況によっては困難である可能性がある。ISSB 基準では、これらの困難に対

処するのに役立つメカニズムを利用することが可能である。

現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）の両方について、次のいずれかの場合に、企業は定量的情報を提供する必要はない。

- 現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）が区分して識別できない。
- これらの影響（effects）の見積りにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない。

文脈は異なるが、これら2つの概念はIFRS 会計基準にも存在し、IFRS 会計基準を適用している多くの企業にとってなじみがあるものである。

これらの定量的情報を提供する要求事項からの救済措置は、財務的影響（effects）の特性又は性質に関連する。これらの救済措置は、企業の資源及び経験に関係なく、すべての企業に適用され、ISSB 基準を適用する最初の数年においてのみ関連性があるものではない。例えば、当該要求事項を適用する企業で、長年にわたり ISSB 基準を適用してきた十分な資源を有する場合であっても、影響（effect）を区分して識別できない場合がある。

また、予想される（anticipated）財務的影響（effects）については、企業が必要なスキル、能力（capabilities）又は資源を有していない場合、定量的情報を提供する必要はない。この救済措置は、規模の大小を問わず、すべての企業が必要に応じて利用するように設計されている。しかし、より十分な資源を有する企業にとっては、時間の経過とともに改善が見込まれることを前提に、ISSB 基準を適用する最初の数年において、より関連性があると見込まれる。

¹⁰ IFRS S1 号の結論の根拠 BC107 項を参照のこと。

「区分して識別できない」とは何を意味するか。

場合によっては、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する財務的影響（effects）は区分して識別することができない。財務的影響（effects）は、複数の源泉（source）から生じ、関連する財務諸表の複数の行項目に影響を与える（affect）可能性があるため、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effects）を区分することが不可能な場合がある。

例えば、ある企業が自社製品に対する需要減少の傾向を把握しているが、企業はこれが、一部は不利な経済及び市場の状況によるもの、また一部は気候への配慮に関連する消費者の需要の変化によるものであると考えている。企業は、気候関連リスクの影響（effects）による需要減少について、他の要因による影響（effects）と区分することはできない。気候関連リスクの影響（effects）が区分できない場合であっても、企業は需要減少の複合的な影響（effects）に関する定量的情報を提供する。

測定の不確実性の程度とは何か。

予想される（anticipated）財務的影響（effects）の測定は、その将来予測的な性質のために、困難を伴う可能性がある。場合によっては、測定の不確実性の程度があまりにも高いために、定量的情報は有用ではない。ここで言及されている有用性の概念は、IFRS S1 号の「概念的基礎」に記載されており、サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現する場合に有用である。

提供すべき説明

企業が、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はないと判断した場合、次のことが要求される。

- 定量的情報を提供していない理由を説明する。
- それらの財務的影響（effects）に関する定性的情報を提供する（サステナビリティ関連のリスク

又は機会が影響を与える（affected）可能性が高いか、又は影響を与えた（affected）、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）。

- そのサステナビリティ関連のリスク又は機会と他のサステナビリティ関連のリスク又は機会及びその他の要因との複合的な影響（effects）に関する定量的情報を提供する（複合的な財務的影響（effects）に関する定量的情報が有用でないと企業が判断する場合を除く。）。

免除規定

次の 2 つの状況において、ISSB 基準は、当該基準で要求している情報であっても、企業に開示を免除している。

法令による禁止—法令によって企業が情報を開示することが禁止されている場合、企業は当該情報を開示することが免除される。

機会に関する商業上の機密情報—IFRS S1 号の記載のとおり、企業は、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密に該当する場合、当該情報の開示が免除される。

したがって、企業は、法令によって禁止されている情報の開示が必要になる場合や、商業上の機密に該当する機会に関する情報の開示をもたらす場合には、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報を開示する必要はない。

例えば、気候関連の機会に対応して、企業が中期的に子会社を処分する機密扱いの計画を有している場合、提供される情報は、子会社及びその処分の予定時期に関する詳細ではなく、その機会に対応するための

全体的な戦略の説明に限定すると決定する場合がある。

あるいは、企業は、取引の予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報について、機会から得られるであろう経済的便益を著しく損なうことなく開示することが実際には不可能であると判断した場合、

「商業上の機密情報の免除規定」を使用する場合がある。

表 2 は、本文書のセクション 2 における重要なポイントを要約している。

表 2—主要なポイント

予想される（anticipated）財務影響（effects）に関する情報	
該当するもの	該当しないもの
見積り 合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な部分である。定量的情報を提供する際、企業は、単一の数値又は数値の範囲を開示する場合がある。	正確な／確定的な／予測可能な 予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する開示を作成する際、企業は、情報を網羅的に探索する必要はない。
定量的情報及び定性的情報 定量的及び定性的情報の両方を組み合わせて提供することは、投資者が投資判断を行ううえで最も有用である。	商業上の機密 IFRS S1 号の記載のとおり、企業は、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密である場合（機密扱いの合併や買収計画など）、当該情報を開示する必要はない。

3 ISSB 基準の適用にあたっての予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例

本文書のセクション 3 の例示は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）について、開示することに関連性があると判断する場合がある情報の一部と、当該情報の作成に関するいくつかの側面を示している。当該例示は包括的なものではない。IFRS S1 号は、企業にサステナビリティ関連のリスクと機会が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）を短期、中期及び長期の観点から投資者が理解できるようにする情報を開示することを要求している。IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関連する同じ要求事項を含んでいる。提供している例示は、気候に関する事実パターンを使用しているため、IFRS S2 号の要求事項の適用を示している。

説明する目的のため、当該例示は、完全性を追求するのではなく、提供が求められる情報の一部を示し、ISSB 基準におけるプロポーショナルリティのメカニズムと救済措置の適用を示すことに焦点を当てている。金額は「通貨単位」（CU）で表示されている。

例示 A—炭素価格のリスクに関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）

	事実パターン
A 社は天然資源の探査、採掘及び加工を行っている。A 社は、法域 A における炭素税の導入を気候関連のリスクとして識別した。これは、炭素税が導入された場合に、法域 A における A 社の炭素集約型の採鉱事業が他の法域よりも高い事業コストに直面する可能性が高いためである。A 社は、法域 A で発生する温室効果ガス排出量が特定の閾値を超えた場合、課税の対象となる。A 社は、法域 A におけるプロセスに、よりエネルギー効率が良い設備及び低炭素技術を組み込むための措置に焦点を当てた気候関連の移行計画を策定した。法域 A における A 社の工場及び設備は陳腐化（座礁資産）しつつあり、A 社はそれに応じて減損の分析及び耐用年数を調整した。A 社は、自社の財務諸表への相互参照により、これらの資産の帳簿価額及び減価償却に関する情報を提供することが適切であると判断する場合がある。	
予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例	
A 社は、自社の戦略計画サイクルに沿って時間軸を次のように定義している。 ● 短期：2 年 ● 中期：3～6 年 ● 長期：7～20 年 法域 A における自社の温室効果ガス排出を削減する計画に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）についての情報を提供するにあたり、A 社は、よりエネルギー効率が良い工場及び設備への投資を最大 100 百万 CU 行う見込みであることを開示している。このうち、短期的には 10～12 百万 CU、中期的には 25～30 百万 CU、及び長期的には 58～65 百万 CU が生じることが予想される（anticipated）。A 社は、投資に関する計画された資金調達源を開示し、これらの工場及び設備の投資に伴う修理及び維持に関する事業コストについての予想される（anticipated）影響（effects）は、短期的には 1 百万 CU、中期的には 4 百万 CU、及び長期的には 10 百万 CU と見積もっている。	

例示 B—洪水リスクに関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）

	事実パターン
	B 社は、自社のバリュー・チェーンに含まれる他社が製造する製品を販売する小売業者である。B 社は沿岸部で実店舗を営んでいる。B 社は、洪水の頻度と深刻さが増す地域で自社の事業を行っていることから、気候関連の物理的リスクを識別している。B 社の店舗が所在する沿岸地域の一部で深刻な洪水が増加することが見込まれており、これにより自社の店舗と在庫の物理的な損害、顧客流入の減少、従業員のアクセス制限、及びサプライ・チェーンの断絶につながる事が合理的に見込み得る^(a)。B 社は、事業の中断、並びに不動産及び在庫の損害を補償する洪水保険に加入している。これらのリスクに対する B 社の保険料は近年上昇しており、B 社は自社がさらされている洪水リスクの増大により今後もこの上昇は続く見込んでいる。
	予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例
	B 社は、自社の戦略計画サイクルに沿って時間軸を次のように定義している。 ● 短期：1 年 ● 中期：2～3 年 ● 長期：4～10 年 B 社は、洪水リスクに関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）を判断するために利用可能なインプット及び仮定を検討した。B 社は、自社の事業運営の管理を通じて容易に利用可能な過去の洪水保険料の情報を有している。B 社はまた、B 社が自社のリスク管理プロセスを通じて利用可能な、自社の店舗が所在する地域における科学的調査に基づく洪水増加予測（事例数及び深刻度）に関する情報を検討した。B 社は、過去の保険料の上昇が将来の洪水リスクの高まりを既に織り込んでいるかどうか、また洪水リスクの増大が既存の保険料率にどの程度織り込まれているかに関する情報にアクセスできない。B 社は、この情報は、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能ではないと判断する。したがって、B 社は、直近の年間保険料の上昇を将来の年間保険料の上昇の代用として使用することを決定する。B 社が過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報に基づけば、洪水リスクが将来の保険料に与える影響（effect）は区分して識別することはできない。したがって、B 社は、予想される（anticipated）保険料の上昇を判断するために最近の保険料率の傾向を考慮し、洪水リスクの増大による保険料の上昇の影響（effect）と他の要因の影響（effects）とを組み合わせた情報を開示することを決定した。この情報を使用して、B 社は、自社の財務業績に与える予想される（anticipated）財務的影響（effects）は、洪水リスクによる保険料の上昇であると見積もった。B 社は、保険料の上昇が事業コストに与える影響（effect）は、短期的には 7～9 百万 CU、中期的には 15～20 百万 CU、及び長期的には最大 50 百万 CU であると開示する。

(a) B 社は、IFRS S2 号第 29 項(c)の適用の一環として、洪水リスクに対して脆弱な（vulnerable）店舗及び在庫に関する数値及びパーセンテージを開示する。

例示 C—水不足のリスクに関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）

	事実パターン
	C 社は農産物産業において事業を営んでいる。C 社は販売用の米を栽培、収穫及び包装し、自社の生産を補うために他の法域の第三者のサプライヤーに依存している。米の栽培は降雨と他の水源からの灌漑に依存しているため、C 社のビジネス・モデルは水に依存している。C 社自身の水供給は水不足のリスクにさらされていないが、第三者のサプライヤーは、気温の上昇及び降水パターンの変化によって事業を営む地域における水不足のリスクの高まりにさらされている。C 社は、中期的には第三者のサプライヤーの水ストレスのベースラインは悪化すると見込んでいる。C 社が購入する特定の種類の米はその地域でのみ入手可能であり、水不足はその地域のすべてのサプライヤーに影響を与える（affect）可能性が高い。C 社は、第三者のサプライヤーが事業を営む地域の水不足のリスクを識別している。これは、C 社が当該米の供給に依存しており、水不足は当該米のコスト上昇のリスクと納入できないリスクを引き起こすためである。
	予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例
	C 社は、自社の戦略計画サイクルに沿って時間軸を次のように定義している。 ● 短期：2 年 ● 中期：3～6 年 ● 長期：6 年超 C 社は、さまざまな気候変動シナリオがさまざまな地域における自社の事業にどのような影響（effects）を与える可能性があるかを評価するため、気候関連のシナリオ分析を実施している。この分析の結果、当社は、中期的には第三者のサプライヤーの地域における利用可能な水田灌漑用水の著しい（significant）減少を見込んでいる。水不足は米の入手可能性に影響を与える（affect）可能性があり、その結果、C 社が第三者のサプライヤーから米を購入するために支払う価格を上昇させる可能性がある。 C 社は、第三者のサプライヤーから購入する予定の米の予想コストと数量を考慮し、水不足により米の価格が年間平均 3% 上昇（インフレを除く。）すると仮定した場合、中期的に C 社の経営成績に与える悪影響（negative effect）は年間およそ 16～18 百万 CU になると見積り、この予想される（anticipated）財務影響（effect）を開示する。短期的に第三者のサプライヤーからの米に関するコスト上昇の見込みが C 社の経営成績に与える影響（effect）に関する情報は、投資家にとって重要性がある（material）とは評価されておらず、したがって、水不足のリスクに関する短期的に予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報は開示されていない。長期的に第三者のサプライヤーからの米に関するコスト上昇の見込みが C 社の経営成績に与える影響

（effects）は、当該地域に影響（effect）を与え得る降雨量や同じように水不足にさらされていない地域の他のサプライヤーとの契約を獲得する C 社の能力（ability）など、関連する変数によって不確実である。C 社は、これらの影響（effects）の見積りに伴う測定の不確実性の程度があまりにも高いために、その結果得られた定量的情報が有用ではないと判断した。開示において、C 社は、長期的な当該影響（effect）に関する定量的情報を提供せず、代わりに水不足のリスクに関する財務的影響（effects）について定性的情報を提供する理由を説明する。

例示 D—木造住宅の市場需要の高まりに関連した機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）

	事実パターン
D 社は、高級住宅を建築する建築会社である。D 社は、注文住宅を建築し、顧客の嗜好に応じてさまざまな間取り、スタイル及び建築資材を提供している。D 社は、木材を他の建築資材の代わりに使用することで温室効果ガス排出の削減に寄与できるため、木材などのより環境に優しい建築資材の使用を求める顧客からの需要の高まりを観察している。D 社は、木造住宅の市場需要の高まりを、気候関連の機会として識別している。	
予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例	
D 社は、自社の戦略計画サイクルに沿って時間軸を次のように定義している。 ● 短期：1 年 ● 中期：2～6 年 ● 長期：7～25 年 D 社は、木造住宅の需要の高まりに対応することで、短期、中期及び長期において自社の収益を増加させることができると判断した。D 社は、住宅ローン金利や市場シェアをめぐる競争の激化など、当該機会に関連する不確実性を識別しており、これらは顧客が注文住宅に支払う意思のある価格に影響を与える（affect）可能性がある。気候変動は、木材の生育パターンに影響を与える（affect）気温上昇や異常気象（例えば、熱波、山火事及び洪水）など、木材供給と林業に重大な（significant）リスクをもたらす。害虫や病気の蔓延などの他の要因もまた、樹木の成長に悪影響を与える（negatively affect）可能性があるため、住宅建築業者のコストを増加させる可能性がある。 D 社は、木造住宅の需要の高まりが自社の収益に与える影響（effect）について、より広範な経済的要因（例えば、消費者の需要の全体的な程度及び木材の供給）による影響（effects）などの他の影響（effects）と区分して識別することは不可能であると判断した。したがって、D 社は、IFRS S2 号を適用するにあたり、この気候関連の機会に関する定量的情報を提供する必要はないと判断する。 開示において、D 社は、木造住宅の販売を増加させる気候関連の機会について、定量的情報を提供しない理由を説明し、代わりに、定性的情報（木造住宅の市場需要の高まりに関連する機会が影響を与える（affect）可能性が高い関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）を提供する。D 社は、影響を受ける（affected）行項目は次が含まれると判断する。 ● 財務業績：収益及び営業費用（木材コスト）	

- 財政状態：有形固定資産
- キャッシュ・フロー：当期の営業活動による正味キャッシュ・フロー（キャッシュ・インフロー）、原材料の購入（キャッシュ・アウトフロー）

例示 E—電子廃棄物処理に関連した機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）

	事実パターン
E 社は、ハードウェア、ソフトウェア及び電子機器のリサイクル・サービス（電子廃棄物処理）を含む、情報技術インフラ・ソリューションを提供する。E 社は、気候変動が自社のビジネスに与える潜在的な影響（effects）を評価するために、気候関連のシナリオ分析の適用を検討し始めたばかりである。E 社は、異常気象が電子機器に損害を与え、電子廃棄物の量（amount）を増加させる可能性があることを識別した。より多くの電子廃棄物をリサイクルする機会を活用するために、E 社は、自社のインフラ及びプロセスを適応させて自社のリサイクル容量を増加させる必要がある可能性がある。	
予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報の開示例	
E 社は、自社の戦略計画サイクルに沿って時間軸を次のように定義している。 ● 短期：1 年 ● 中期：2～4 年 ● 長期：4 年超 E 社は、将来発生するであろう電子廃棄物の数値を段階的に識別、評価及び定量化するために、気候関連の物理的リスクの調査を実施している。この調査は、E 社のプロセスの継続的な評価及び成熟を支援するものである。E 社はこれまで、財務的影響（effects）をモデル化したことがなく、現在も、電子廃棄物リサイクルのニーズの高まりに対応する自社の能力（capabilities）を構築するために開発中の計画が経営成績に与えると予想される（anticipated）影響（effects）をモデル化し定量化するために必要なスキル、能力（capabilities）及び資源を有していない。E 社は、時間の経過とともにスキル及び能力（capabilities）を開発し、追加の資源を採用できると見込んでいる。E 社は、現時点でそのためのスキル及び能力（capabilities）を有していないため、当該機会に関する定量的情報を提供していないことを開示する。E 社は、定量的情報を提供する必要はないと判断したため、代わりに、当該機会が与え得る影響（effects）に関する定性的情報（影響を与える（affect）可能性のある財務諸表の行項目を含む。）を提供する。	

本文書は、IFRS基準の一部ではなく、基準の要求事項を追加したり又は変更したりするものではない。本文書は、我々の基準に対する利害関係者の理解を支援するために開発されたものである。本文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、国際サステナビリティ基準審議会又はIFRS財団の見解を反映するものではない。本文書は、専門的な又は投資に関する助言として依拠されるべきではない。

著作権 © 2025 IFRS財団

不許複製・禁無断転載 複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本出版物の一部または全部は、IFRS財団の書面による事前の許可なしに、翻訳、転載、複製又はいかなる形式でも使用することはできない。これには、電子的、機械的又はその他の手段（現在知られているもの又は今後発明されるものを含む。）、例えば、コピー、録音又は情報保存及び検索システムが含まれる。

当財団は、世界中で登録された商標を有しており、これには‘IAS®’、‘IASB®’、the IASB®ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、the IFRS®ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、the IFRS for SMEs®ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’、‘SIC®’、‘ISSB’™及びSASB®が含まれている。当財団の登録商標の詳細については、請求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所をロンドンに置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。



IFRS[®]

Foundation

Columbus
Building 7
Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD,
UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.